

包 括 委 任 状

平成 年 月 日

私は、識別番号100098936 弁理士 吉川 晃司 氏及び識別番号100098888 弁理士 吉川 明子 氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標（防護標章）登録出願及び商標権（防護標章登録に基づく権利）存続期間更新登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願、実用新案登録又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての独立の意匠登録出願から関連意匠の意匠登録出願への変更
- 1 すべての関連意匠の意匠登録出願から独立の意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続に関する請求の取下げ、申請の取下げ及び申立ての取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての商標権存続期間更新登録の申請及び書換登録の申請
- 1 すべての特許に対する特許異議の申立て並びに実用新案登録及び商標（防護標章）登録に対する登録異議の申立てに関する手続
- 1 すべての特許、特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、書換登録、防護標章登録及び商標（防護標章）更新登録に対する無効審判の請求に関する手続
- 1 すべての特許権及び実用新案権に関する訂正の審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての商標登録に対する取消しの審判の請求に関する手続
- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、商標権（防護標章登録に基づく権利）存続期間更新登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての特許発明、登録実用新案の技術的範囲、すべての登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、すべての商標権、防護標章登録に基づく権利の効力についての判定の請求
- 1 すべての特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する補正の却下の決定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願及び実用新案登録出願についての出願審査の請求並びに特許法施行規則第13条の2の規定による情報の提供及び同規則第31条の3の規定による事情説明書の提出（平成5年改正前実用新案法施行規則において準用する場合を含む。）
- 1 すべての他人の実用新案登録出願についての実用新案法施行規則第22条の規定による刊行物の提出
- 1 すべての他人の商標登録出願についての商標法施行規則第19条の規定による情報の提供
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権、書換登録、防護標章登録に基づく権利、商標（防護標章）更新登録に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許、実用新案登録及び商標（防護標章）登録に関する特許異議の申立て又は登録異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の実用新案登録出願又は実用新案登録に関する実用新案技術評価の請求
- 1 すべての他人の特許発明、登録実用新案の技術的範囲、すべての他人の登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、すべての他人の商標権、防護標章登録に基づく権利の効力についての判定の請求
- 1 上記各項に関する行政不服審査法に基づく諸手続
- 1 上記手続に関する復代理人の選任及び解任

住所（居所）

氏名（名称）

代表者

印


委任状についてのお願い

今般ご依頼を賜りました件につきまして、添付した委任状が必要です。下記の要領に従って御記載と御押印をお願い致します。

1. 法人（会社）の名前で出願（手続）する場合

- 【住所】は、本社や本店など、登記されている事業所の所在地です。工場や支店等の居所ではありません。
県名から書いてください。（ゴム印でも結構です）
- 【名称】は、登記されている会社名です。（株）などの略称で記載することはできません。（ゴム印でも結構です）
- 【代表者】は、登記されている「代表権のある」方のご氏名です。「代表取締役」、「社長」、「店長」、などの肩書きは不要ですが、ゴム印等に入っているも構いません。
- 【印】は、「登録されている印鑑」（代表者印）をご使用ください。※

記入例	住所（居所）	静岡県静岡市駿河区〇〇町△番地の1
	氏名（名称）	株式会社●●●
	代表者	静岡 太郎




2. 個人の名前で出願（手続）する場合

- 【住所】は、住民登録している住所です。（ゴム印でも結構です）
- 【氏名】は、戸籍上の正式な氏名です。通称などではありません。（ゴム印でも結構です）
- 【印】は、実印・三文判どちらでも構いません。※

注意：個人の場合は、会社名・代表者・屋号等は記入しないでください。

記入例	住所（居所）	静岡県静岡市駿河区△△町●番地の2
	氏名（名称）	静岡 花子
	代表者	



※印鑑について

使用された印鑑は特許庁に登録されます。以前特許庁への手続きをされている場合は、同じ印鑑をご捺印下さい。

また、以後の手続きで印鑑を使用する場合、同じものを用いる必要がありますので、ご使用の印鑑は特許庁提出書類用として保管をお願いします。

なお、印鑑と名称（氏名）が一致しない場合、特許庁から印鑑証明を求められることがありますので、ご承知おき下さい。